○宇和島市若者定住奨励金給付要綱

令和３年９月１日

要綱第185号

（趣旨）

第１条　この要綱は、宇和島市への若者の移住及び定住を促進するとともに、活力に満ちたまちづくりを推進するため、宇和島市若者定住奨励金（以下「奨励金」という。）を給付することについて、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　大学　１年以上の修学課程をもつ、大学院、大学、短期大学をいう。

（２）　高等教育機関等　１年以上の修学課程をもつ、専修学校、高等専門学校及び各種学校をいう。

（３）　高等学校等　高等学校、中等教育学校及び中学校をいう。

（４）　新規学卒者　大学、高等教育機関等又は高等学校等を卒業した者のうち、卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して１年６月を経過していないものをいう。

（５）　常時雇用者等　連続して６月を超えて、週20時間以上の無期雇用契約若しくは契約を更新する（更新する場合があり得るものを含む。）定めのある有期雇用契約に基づいて就業している、又は自ら事業の営みを行っている者をいう。

（６）　Uターン者　本市に転入した者のうち、本市に転入した日の前日から起算して過去１年の間に本市に住所を有しておらず、過去１年より前に本市に住所を有していたものをいう。

（７）　Iターン者　本市に転入した者のうち、過去に本市に住所を有していないものをいう。

（給付要件等）

第３条　給付対象者、給付要件、申請要件及び奨励金の額は、別表第１及び別表第２に掲げるとおりとする。

（給付申請）

第４条　奨励金の給付を受けようとする者は、宇和島市若者定住奨励金給付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）　就業証明書（様式第２号）又は就業申立書（様式第３号）

（２）　申請者の本人確認書類の写し

（３）　卒業証明書の写し（新規学卒者の場合）

（４）　賃貸契約書等の写し（申請者本人が民間賃貸住宅を借り上げて居住している場合）

（５）　奨励金振込口座を確認できる書類の写し

（６）　前５号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　奨励金の申請は、同一世帯において１回限りとする。

（給付決定）

第５条　市長は、前条の申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、奨励金の給付を決定し、申請者に対し宇和島市若者定住奨励金給付決定通知書（様式第４号）により通知するとともに奨励金を支給するものとする。

（給付決定の取消し）

第６条　市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、奨励金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　次のいずれかに該当したときは、給付決定の全部を取り消すことができる。

ア　虚偽その他不正の手段により、奨励金の給付決定を受けたことが判明したとき。

イ　奨励金の申請日から３年未満に本市から転出したとき。

（２）　奨励金の申請日から３年以上５年未満に本市から転出したときは、給付決定の半分を取り消すことができる。

（３）　その他市長が不適当と認める事由が生じたときは、給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（奨励金の返還）

第７条　市長は、前条の規定により奨励金の給付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に奨励金が給付されているときは、期限を定めて給付決定者にその返還を命ずることができる。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、奨励金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年９月１日から施行する。

附　則（令和５年４月１日要綱第56号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

３　この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（令和６年４月１日要綱第43号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の宇和島市若者定住奨励金給付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に給付決定された奨励金について適用し、同日前に給付決定された奨励金については、なお従前の例による。

３　この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

４　この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第１（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 給付対象者 | 給付要件 | | 申請要件 |
| 共通要件 | 個別要件 |
| 新規学卒者（大学又は市外の高等教育機関等を卒業した者） | （１）　15歳以上35歳未満であること。  （２）　本市に連続して６月を超えて居住していること。  （３）　常時雇用者等であること。  （４）　本市への転入が転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更に伴うものでないこと。ただし、就業先の本社が市内にあり、本社への転勤により転入した場合はこの限りでない。  （５）　就業先において転勤がある場合にあっては、勤務地が南予地域に限定される等、市内に定住することが確実に見込まれること。  （６）　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。  （７）　日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者若しくは在留期間５年の就労資格者のうち、いずれかの在留資格を有する者であり、在留期間満了後も引き続き在留期間を更新する等の意思があること。  （８）　原則として、市の他の移住定住促進及び就業促進に係る補助事業等による給付等を受けていないこと。 |  | （１）　給付要件を全て満たすこととなった日から１年を超えていないこと。  （２）　今後も５年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。  （３）　申請日において、共通要件を全て満たしていること。 |
| 新規学卒者（高等学校等又は市内の高等教育機関等を卒業した者） |
| Uターン者 | （１）　転入後１年６月を超えていないこと。 |
| Iターン者 |
| 市長が特に必要と認めた者 |  |

別表第２（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 給付対象者 | 奨励金の額 | |
| 新規学卒者（大学又は市外の高等教育機関等を卒業した者） | 15万円 | 次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める額を加算するものとする。  （１）　申請者を含む２人以上の世帯員で構成されている場合　申請者を除く世帯員（別表第１共通要件の（２）、（４）、（６）、（７）及び（８）並びにUターン者及びIターン者の個別要件を満たし、申請時において申請者と同一世帯の者に限る。）１人につき５万円  （２）　申請時において民間賃貸住宅（社宅及び従業員寮等を除く。）に居住している場合　５万円 |
| 新規学卒者（高等学校等又は市内の高等教育機関等を卒業した者） | 10万円 |
| Uターン者 | 15万円 |
| Iターン者 | 10万円 |
| 市長が特に必要と認めた者 | 10万円 |

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

宇和島市長　　様

申請・請求者　住所

氏名

生年月日　　　　年　　月　　日

電話番号

宇和島市若者定住奨励金給付申請書兼請求書

宇和島市若者定住奨励金給付要綱第４条の規定により、奨励金の給付を申請します。

１　申請・請求者欄

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 奨励金申請・請求額 | | | 円 | | | | |
| 申請・請求者の区分  （該当にチェック） | | | □新規学卒者(大学又は市外の高等教育機関等)  □新規学卒者(高等学校等又は市内の高等教育機関等)  □Ｕターン者  □Ｉターン者  □その他(　　　　　　　　　　　) | | | | |
| 宇和島市の住民となった日 | | | 年　　月　　日 | | | | |
| 前住所地 | | |  | | | | |
| 就労状況 | 事業所名 | | |  | | | |
| 事業所の所在地 | | |  | | | |
| 就職年月日 | | | 年　　月　　日 | | | |
| 世帯員の状況 | 氏名 |  | | 続柄 |  | 生年月日 | 年　月　日 |
| 氏名 |  | | 続柄 |  | 生年月日 | 年　月　日 |
| 氏名 |  | | 続柄 |  | 生年月日 | 年　月　日 |
| 氏名 |  | | 続柄 |  | 生年月日 | 年　月　日 |
| 住居の状況 | □持ち家 | | | □賃貸 | | | |

２　振込口座

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 振込口座 | 金融機関名 |  |
| 支店名 |  |
| 種類 | 普通　　／　　当座 |
| 口座番号 |  |
| 口座名義（漢字） |  |
| 口座名義（ふりがな） |  |

※申請・請求者名義の口座を記入してください。

（次ページも必ずご確認ください。）

３　添付書類

　(１)　就業証明書（様式第２号）又は就業申立書（様式第３号）

　(２)　申請者の本人確認書類の写し

　(３)　卒業証明書の写し（新規学卒者の場合）

　(４)　賃貸契約書等の写し（申請者本人が民間賃貸住宅を借り上げて居住している場合）

　(５)　奨励金振込口座を確認できる書類の写し

　(６)　その他市長が必要と認める書類

**【同意事項】※すべての項目を確認し、□にチェック（レ）してください。**

**□　申請の日から５年以上、宇和島市に継続して居住する意思があります。**

**□　以下のいずれかに該当したことにより、給付決定の取消しを受け、奨励金の返還を命じられた場合には、速やかに返還に応じます。**

**・虚偽その他不正の手段により奨励金の給付決定を受けたことが判明した場合：全額**

**・申請日から３年未満に市外へ転出した場合：全額**

**・申請日から３年以上５年未満に市外へ転出した場合：半額**

**・その他市長が不適当と認める事由が生じた場合：全額又は一部**

**□　給付要件の該当等の審査及び宇和島市内の居住確認のため、宇和島市が申請者及び世帯員の住民基本台帳等の公簿等の確認を行うこと及び必要な資料を他の関係機関等に求めることに同意します。**

**□　公簿等で確認できない場合は、関係書類を提出します。**

様式第２号(第４条関係)

宇和島市長　　様

就　　業　　証　　明　　書

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日 |
| 住所 |  |
| 就職年月日 | 年　　月　　日 |
| 雇　用　形　態 | □常時雇用（週２０時間以上の無期雇用）  □その他（週２０時間以上で契約を更新する定めのある有期雇用契約） |
| 転勤の有無 | □有（□市内・□市外（南予地域内）・□市外・□県外）  □無 |

上記のとおり、就業していることを証明します。

年　　月　　日

所 在 地

事業所名

代表者名　　　　　　　　　　　　　㊞

（担当者名）

（連 絡 先）

※この証明書は「宇和島市若者定住奨励金給付申請」のためのものです。

申請者から証明書の依頼があった場合は発行をお願いいたします。

様式第３号(第４条関係)

宇和島市長　　様

就　　業　　申　　立　　書

|  |  |
| --- | --- |
| 事　業　所　名 |  |
| 代　表　者　名 |  |
| 事業所所在地 |  |
| 就業開始年月日 | 年　　 月　　 日 |
| 事　業　形　態 | □経営主  □配偶者が経営主  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 事　業　内　容 | （具体的に） |
| 就　業　時　間 | １日あたり　　時間、１週あたり　　時間 |
| 収　入　状　況 | □給与あり　　　　□給与なし（理由：　　　　　　　） |

上記のとおり、就業していることを申し立てします。

【同意事項】

・給付要件の該当等を審査するため、宇和島市が申請者等の課税状況等の確認

を行うことに同意します。

年　　月　　日

住　　所

氏　　名

※自営業又は３親等内の親族が経営する事業所の場合

様式第４号（第５条関係）

第　　号

　年　　月　　日

　　　　　　　様

宇和島市長　　　　　　　　印

宇和島市若者定住奨励金給付決定通知書

　　　年　月　日付けで申請のあった奨励金の給付については、次のとおり決定したので、宇和島市若者定住奨励金給付要綱第５条の規定により、通知します。

１　給付決定額　　　　　　　　　　　円

２　区　　　分　□新規学卒者(大学又は市外の高等教育機関等)

□新規学卒者(高等学校等又は市内の高等教育機関等)

□Ｕターン者

□Ｉターン者

□その他(　　　　　　　　　　　)

（備考）

次のいずれかに該当する場合には、奨励金の給付決定を取り消し、期限を指定して奨励金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

１　宇和島市若者定住奨励金給付要綱第６条の規定に該当したとき。

２　提出した書類に虚偽その他不正があったとき。